

平成 29 年 7 月 28 日
理事会

議案第 3 号

地方公共団体金融機構 代表者会議委員の選任について

地方公共団体金融機構 代表者会議委員のうち、本年 7 月 31 日で任期満了となる委員の後任として、地方公共団体金融機構法第 14 条第 2 項第 1 号に基づき、代表者会議委員として、井戸敏三 兵庫県知事を選任する。

また、同法第 14 条第 2 項第 2 号に基づき、小幡純子 上智大学法科大学院教授、神野直彦 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授及び角廣勲 株式会社広島銀行代表取締役会長を選任する。

【地方公共団体金融機構法（抜粋）】

(代表者会議の設置及び組織)

第十四条 機構に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選任する者

二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有するものうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選任する者

3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

4 委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市町又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。